

2023年10月11日

各位

会社名 オムロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 辻永 順太
コード番号 6645
上場取引所 東証プライム市場
問合せ先 執行役員 グローバル理財本部長
田茂井 豊晴
TEL 075-344-7070

株式会社 J M D C（証券コード：4483）株式に対する公開買付けの結果 及び子会社の異動（特定子会社の異動）に関するお知らせ

オムロン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年9月8日開催の取締役会において、株式会社 J M D C（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：4483、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年9月11日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年10月10日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、対象者は、2023年10月16日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者の連結子会社となる予定であり、また、特定子会社に該当することになりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

オムロン株式会社

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町 801 番地

(2) 対象者の名称

株式会社 J M D C

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	15,000,000 (株)	12,036,700 (株)	15,000,000 (株)
合計	15,000,000 (株)	12,036,700 (株)	15,000,000 (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（12,036,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（15,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2023 年 9 月 11 日（月曜日）から 2023 年 10 月 10 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2023 年 10 月 24 日（火曜日）まで（30 営業日）となる予定でしたが、当該事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 5,700 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（29,051,039 株）が買付予定数の下限（12,036,700 株）に達し、かつ、買付予定数の上限（15,000,000 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 10 月 11 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	29,051,039 株	15,000,000 株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券（ ）	－株	－株
株券等預託証券（ ）	－株	－株
合計	29,051,039 株	15,000,000 株
（潜在株券等の数の合計）	（－株）	（－株）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	204,590 個	（買付け等前における株券等所有割合：30.02%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,874 個	（買付け等前における株券等所有割合：7.32%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	354,590 個	（買付け等後における株券等所有割合：52.03%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	23,894 個	（買付け等後における株券等所有割合：3.51%）
対象者の総株主等の議決権の数	628,930 個	

（注 1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計です。

（注 2）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2023 年 8 月 14 日に提出した第 11 期第 1 四半期報告書（以下「対象者第 1 四半期報告書」といいます。）記載の直前基準日（2023 年 3 月 31 日）に基づく総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 1 四半期報告書に記載された 2023 年 8 月 14 日現在の発行済株式総数（63,306,008 株。但し、2023 年 8 月 1 日から同月 14 日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていないとのことです。）に、公開買付者が対象者から報告を受けた 2023 年 8 月 1 日から本公開買付けの

実施についての公表日の前々営業日である 2023 年 9 月 6 日までに新株予約権の行使により発行された株式数 (1,673,000 株) を加算し、2023 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (614 株) を控除した株式数 (64,978,394 株、以下「本基準株式数」といいます。) に、対象者から 2023 年 9 月 7 日現在残存するものと報告を受けた新株予約権 (23,387 個) の目的となる株式の数 (3,170,000 株) を加算した株式数 (68,148,394 株) に係る議決権数 (681,483 個) を分母として計算しております。但し、公開買付期間の末日までに当該新株予約権が行使されていなかった場合、本基準株式数(64,978,394 株)に係る議決権数 (649,783 個) を分母として計算した「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は 54.57%、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は 3.68%となります。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数 (29,051,039 株) が買付予定数の下限 (12,036,700 株) に達し、かつ、買付予定数の上限 (15,000,000 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単元 (100 株) 未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元 (あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数) 減少させました。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日
2023 年 10 月 16 日 (月曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方 (以下「応募株主等」といいます。)

(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード (<https://trade.smbcnikko.co.jp/>) (以下「日興イーजीトレード」といいます。)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、公開買付者が2023年9月8日付で公表した「株式会社JMD C(証券コード:4483)との資本業務提携契約変更契約の締結及び同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる公開買付者の業績への影響については現在精査中であり、今後、公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

オムロン株式会社	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
オムロン株式会社東京事務所	東京都港区港南二丁目3番13号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 子会社の異動(特定子会社の異動)について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、対象者は、2023年10月16日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、公開買付者の連結子会社となる予定です。また、対象者の資本金の額が公開買付者の資本金の額の100分の10以上に相当するため、対象者は、同日をもって公開買付者の特定子会社に該当することになります。

2. 異動する特定子会社（対象者）の概要

① 名 称	株式会社 J M D C			
② 所 在 地	東京都港区芝大門二丁目5番5号			
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼CEO 野口 亮			
④ 事業内容	医療統計データサービス			
⑤ 資本金	24,008 百万円（2023年6月30日現在）			
⑥ 設立年月日	2002年1月31日			
⑦ 大株主及び持株比率 (2023年3月31日現在)	オムロン株式会社	32.52%		
	ノーリツ鋼機株式会社	14.08%		
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11.16%		
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4.05%		
	松島 陽介	2.68%		
	山元 雄太	2.29%		
	杉田 玲夢	1.25%		
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.17%		
	THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 （常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	1.06%		
	CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG) S.A./ CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS （常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	0.97%		
⑧ 公開買付者と対象者の関係				
資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 20,459,000 株（所有割合：31.49%）を所有しております。			
人的関係	公開買付者は対象者に対して社外取締役1名、従業員1名を派遣しております。			
取引関係	公開買付者は、対象者との間で、データ提供に関する業務委託及びコンサルティング業務委託に関する取引並びに公開買付者の製品の仕入・購入に関する取引を行っております。			
関連当事者への該当状況	対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。			
⑨ 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
総資産		58,264 百万円	62,053 百万円	98,567 百万円
親会社の所有者に 帰属する持分合計		28,250 百万円	31,170 百万円	64,539 百万円
1株当たり親会社 所有者帰属持分		504.59 円	551.17 円	1,025.89 円

売上収益	16,771 百万円	21,814 百万円	27,809 百万円
営業利益	3,695 百万円	4,783 百万円	5,926 百万円
税引前利益	3,636 百万円	4,768 百万円	5,876 百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	2,476 百万円	3,247 百万円	4,267 百万円
基本的 1 株当たり 当期利益	46.54 円	57.94 円	71.17 円
1 株当たり配当金	- 円	10.00 円	12.00 円

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率」及び「⑨ 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態」は、対象者が 2023 年 6 月 30 日に提出した第 10 期有価証券報告書より引用しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	20,459,000 株 (議決権の数：204,590 個) (議決権所有割合：31.49%)
(2) 取得株式数	15,000,000 株 (議決権の数：150,000 個) (議決権所有割合：23.08%)
(3) 取得価額	対象者株式 85,500 百万円
(4) 異動後の所有株式数	35,459,000 株 (議決権の数：354,590 個) (議決権所有割合：54.57%)

(注 1) 「議決権所有割合」の計算においては、本基準株式数(64,978,394 株)に係る議決権数(649,783 個)を分母としております。

(注 2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注 3) 「取得価額」は、百万円以下を切り捨てております。なお、アドバイザー費用等は含まれておりません。

4. 異動の日程 (予定)

2023 年 10 月 16 日 (月曜日) (本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

子会社の異動 (特定子会社の異動) による公開買付者の業績への影響については現在精査中であり、今後、公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上